

さいたま市告示第904号

平成21年さいたま市告示第1312号で告示した「(仮称)さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業に係る環境影響評価書」に記載された都市計画対象事業の実施方法の変更の内容が改められたため、都市計画決定権者から再度提出された「都市計画対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書」を承認したので、さいたま市環境影響評価条例(平成15年さいたま市条例第32号)第29条第3項の規定に基づきその変更内容について、次のとおり告示する。

平成23年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業概要

- (1) 都市計画決定権者の名称 さいたま市
- (2) 都市計画対象事業の名称 (仮称)さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業
- (3) 都市計画対象事業の種類及び規模 土地区画整理事業、面積4.0ha
- (4) 事業実施区域 さいたま市見沼区島町地内
- (5) 関係地域の範囲 さいたま市及び上尾市の一部

2 変更理由

事業計画の進捗に伴い、雨水排水計画を変更する必要性が生じたため

3 変更概要

(1)都市計画対象事業の実施方法の変更内容

雨水排水に係る処理施設計画の変更：調整池 1箇所 貯留管施設1箇所

土地利用計画図・・・別紙のとおり

内容	評価書の内容	変更後
	中央調整池	雨水貯留管
形式	地下式	地下式(シールド工法)
敷地面積(m ²)	4,000	都市計画道路下
施設面積(m ²)	2,200	未定
施設容量(m ³)	21,526	21,738

(2)その他変更に伴う変更点

工事工程表、使用機械のユニット数の設定、雨水の集排水経路

変更計画

さいたま市都市計画事業施行地区土地区画整理事業

設計概要図



図1 区画設計概要図(案) 平成27年2月